

## 議第138号

### 関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、関西広域連合規約（平成22年総行市第250号総務大臣許可）を次のように変更することにつき、同法第291条の11の規定に基づき、議決を求める。

第4条第1項第3号ア中「通訳案内士に」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に」に、「及び第32条（第1項を除く。）から第34条まで」を「（同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第33条（第1項を除く。）及び第34条（同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第54条（第4項を除く。）並びに第55条」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オからクまでをエからキまでとし、同項第7号中「次に掲げるもの」を「次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験に関する事務」に改め、同条第2項中「アからウまで」を「ア及びイ」に改める。

別表事業費の部第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項第3号アからウまで」を「第4条第1項第3号ア及びイ」に改め、同部第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項第3号エからクまで」を「第4条第1項第3号ウからキまで」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び第2項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、改正後の関西広域連合規約第4条第1項第7号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。